

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律案要綱

第一 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部改正

一 目的

この法律の目的に、地域の関係者の連携と協働を推進すること等を追加するものとする。

(第一条関係)

二 地域公共交通特定事業の拡充等

1 道路運送高度化事業として、次に掲げる事業を追加するとともに、道路運送高度化実施計画の認定を受けた場合における一般乗用旅客自動車運送事業に関する道路運送法の特例等を追加するものとする。

(1) 一般乗合旅客自動車運送事業者又は一般乗用旅客自動車運送事業者が円滑な運送の実施を確保するために行う事業であつて、運行経路指示システム(官民データ活用推進基本法第二条第二項に規定する人工知能関連技術を活用した情報システムであつて運転者に対して目的地までの最も効率的な経路を指示するためのものをいう。)その他の先端的な技術を活用することにより旅客の運送に

要する時間（運送の申込みから運送の開始までに要する時間を含む。）の短縮に資するものとして
国土交通省令で定める要件を満たす設備を用いるもの

(2) 一般乗合旅客自動車運送事業者が車内における静穏を確保し、及び車内における安全性を向上させるために行う事業であつて、電気自動車（専ら電気を動力源とする自動車をいう。）その他の車内における騒音及び振動の程度が低く、かつ、車内における旅客の転倒を防止する観点から優れた加速及び減速の性能を有する自動車をを用いるもの
（第二条第七号及び第十五条関係）

2 鉄道事業再構築事業とは、大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある路線の全部又は一部の区間における旅客鉄道事業による輸送の維持を図るための事業であつて、当該区間において旅客鉄道事業を営む事業者又は当該鉄道事業者に代わって引き続き旅客鉄道事業を営むようとする者が、当該区間に係る旅客鉄道事業について、地方公共団体その他の者の支援を受けつつ事業の譲渡等の事業構造の変更を行うとともに、利用者の利便を確保するものをいうもの等とすること。
（第二条第九号及び第二十三条第二項関係）

3 地域旅客運送サービス継続事業とは、一般乗合旅客自動車運送事業又は国内一般旅客定期航路事業

に係る路線等で収支が不均衡な状況にあるものにおける運送を継続するために行う事業であつて、地方公共団体がそれぞれ一般乗合旅客自動車運送事業者又は国内一般旅客定期航路事業を営む者で当該路線等における運送を実施する者を選定し、当該選定をした者への支援を行うことにより、当該選定をした者に引き続き当該路線等における運送を実施させるものをいうものとする。

(第二条第十一号関係)

三 国の努力義務の拡充

国は、地方公共団体、公共交通事業者等その他の関係者が行う地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する地域公共交通の活性化及び再生を推進するため、必要な関係者相互間の連携と協働の促進に努めなければならないものとする。

(第四条第一項関係)

四 地域公共交通計画の記載事項の拡充

地域公共交通計画においては、地域における潜在的な輸送需要に的確に対応するために必要な地方公共団体、公共交通事業者等その他の地域の関係者相互間の連携に関する事項を定めるよう努めるものとする。

(第五条第三項第四号関係)

五 協議会の組織要請に係る措置

1 公共交通事業者等、道路管理者、港湾管理者その他地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に資する事業を実施しようとする者は、協議会が組織されていない場合にあつては、地方公共団体に對して、協議会を組織するよう要請することができるとすること。
(第六条第六項関係)

2 1の規定による要請を受けた地方公共団体は、当該要請に基づき協議会を組織するか否かについて検討を加え、遅滞なく、その結果を当該要請をした者に通知しなければならないものとする。
(第六条第七項関係)

六 認定軌道運送高度化実施計画等の軽微な変更に関する手続の合理化

認定軌道運送高度化実施計画等の軽微な変更については、国土交通大臣の認定を要しないものとし、国土交通大臣に届け出なければならないものとする。

(第九条第六項及び第七項、第十四条第七項及び第八項、第十九条第五項及び第六項、第二十四条第五項及び第六項、第二十七条の三第五項及び第六項、第二十七条の七第八項及び第九項、第二十七条の十五第五項及び第六項、第三十条第六項及び第七項並びに第三十六条の二第四項及び第五項関係)

七 地域公共交通利便増進実施計画の記載事項の拡充等

1 地域公共交通利便増進実施計画には、地方公共団体が地域公共交通利便増進事業に関し当該地域公共交通利便増進事業の実施主体として当該地域公共交通利便増進実施計画に定めようとする者との間において運行系統、運行回数その他の実施方法に関する協定を締結しているときは、当該協定に定められた実施方法に関する事項を記載することができるものとする。

(第二十七条の十四第三項関係)

2 地方公共団体は、地域公共交通利便増進実施計画を作成する場合において、当該地域公共交通利便増進実施計画に1に規定する事項を記載するときは、1に規定する者の同意を要しないものとする。

(第二十七条の十四第四項関係)

八 再構築協議会

1 地方公共団体又は鉄道事業者は、旅客鉄道事業に係る路線のうち、二以上の都道府県の区域にわたるもの等の全部又は一部の区間であつて、当該地方公共団体の区域内に存するもの又は当該鉄道事業者が営業するものうち、輸送需要の減少その他の事由により大量輸送機関としての鉄道の特性を生

かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にある区間について、国土交通大臣に対し、当該区間に係る交通手段再構築に関する方針（以下「再構築方針」という。）の作成に関し必要な協議を行うための協議会（以下「再構築協議会」という。）を組織するよう要請することができるものとする。

（第二十九条の三第一項関係）

2 1の「交通手段再構築」とは、旅客鉄道事業により現に提供されている地域旅客運送サービスの提供方法の改善を図るために公共交通事業者等が講ずる次のいずれかに該当する措置（これと併せて一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送による運送を実施する場合にあっては、当該運送の実施を含む。）及び地方公共団体その他の者が当該措置に對して行う支援をいうものとする。

(1) 旅客鉄道事業による輸送を維持するとともに、停車場の改良、運行計画の変更その他の措置により利用者の利便を確保すること（②に該当するものを除く。）。

(2) 旅客鉄道事業の全部又は一部を一般乗合旅客自動車運送事業若しくは一般乗用旅客自動車運送事業又は自家用有償旅客運送に轉換し、停留所の新設、運行回数増加その他の措置により利用者の

利便を確保すること。

(第二十九条の三第二項関係)

3 1の規定による要請を受けた国土交通大臣は、当該要請に係る区間が、次のいずれにも該当するもの（以下「特定区間」という。）であると認めるときは、再構築協議会を組織するものとする。

(1) 大量輸送機関としての鉄道の特性を生かした地域旅客運送サービスの持続可能な提供が困難な状況にあること。

(2) 当該区間に係る交通手段再構築（2に規定する交通手段再構築をいう。以下同じ。）を実施するために関係者相互間の連携と協働の促進が特に必要であること。（第二十九条の三第三項関係）

4 国土交通大臣は、3の規定により再構築協議会を組織するときは、あらかじめ、1の規定による要請に係る区間をその区域に含む地方公共団体（当該要請をしたものを除く。）の意見を聴かなければならないものとする。

(第二十九条の三第四項関係)

5 再構築協議会は、次に掲げる者をもって構成するものとする。

(1) 国土交通大臣

(2) 特定区間をその区域に含む地方公共団体

(3) 特定区間に係る旅客鉄道事業を經營する鉄道事業者

(4) 関係する公共交通事業者等、道路管理者その他九の1に規定する交通手段再構築実証事業又は再構築方針に定めようとする事業を実施すると見込まれる者

(5) 関係する公安委員会

(6) 地域公共交通の利用者、学識経験者その他の国土交通大臣が必要と認める者

(第二十九条の三第五項関係)

6 国土交通大臣は、再構築協議会において協議を行うときは、あらかじめ、5の(2)から(4)までに掲げる者に、当該協議を行う事項を通知しなければならぬものとし、当該通知を受けた者は、正当な理由がある場合を除き、当該通知に係る事項の協議に応じなければならぬものとする。

(第二十九条の三第六項及び第七項関係)

7 再構築協議会は、必要があると認めるときは、その構成員以外の関係する地方公共団体及び公共交通事業者等に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができるもの等とする。

(第二十九条の三第八項及び第十項関係)

8 再構築協議会において協議が調った事項については、再構築協議会の構成員はその協議の結果を尊重しなければならないものとする事。 (第二十九条の三第九項関係)

九 交通手段再構築実証事業

1 再構築協議会は、再構築方針を作成するため必要があると認めるときは、特定区間に係る交通手段再構築の有効性の実証を行う事業（以下「交通手段再構築実証事業」という。）を実施するための計画（以下「交通手段再構築実証事業計画」という。）を作成することができるものとする事。 (第二十九条の四第一項関係)

2 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画に鉄道事業法第七条第一項の認可を要する事業基本計画等の変更に關する事項等を定めるときは、あらかじめ、国土交通大臣に協議し、その同意を得なければならないもの等とすること。 (第二十九条の四第四項及び第五項関係)

3 再構築協議会は、交通手段再構築実証事業計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならないものとする事。 (第二十九条の四第六項関係)

4 3の規定等により交通手段再構築実証事業計画が公表されたときは、これに基づき、当該交通手段

再構築実証事業計画に定められた交通手段再構築実証事業の実施主体は、当該交通手段再構築実証事業を実施するとともに、国土交通大臣及び当該交通手段再構築実証事業計画を作成した再構築協議会の構成員である地方公共団体は、その実施を促進するものとする。

(第二十九条の五第一項及び第二項関係)

5 交通手段再構築実証事業計画に定められた交通手段再構築実証事業の実施主体は、当該交通手段再構築実証事業計画に定められた実施期間が満了したときは、遅滞なく、当該交通手段再構築実証事業計画を作成した再構築協議会に対し、当該交通手段再構築実証事業の実施状況を報告しなければならないものとし、再構築協議会は、当該報告を受けたときは、当該交通手段再構築実証事業の実施状況に関する分析及び評価を行い、その結果を公表しなければならないものとする。

(第二十九条の五第三項及び第四項関係)

6 鉄道事業法第七条第一項の認可を要する事業基本計画等の変更に関する事項等が定められた交通手段再構築実証事業計画が3の規定等により公表されたときは、当該公表の日当該事項等に係る交通手段再構築実証事業の実施主体に対する当該認可等があったものとみなすもの等とすること。

(第二十九条の六及び第二十九条の七関係)

十 再構築方針

1 主務大臣は、基本方針において、再構築方針の作成に関する基本的な事項を定めるものとする。

(第三条第二項第四号関係)

2 再構築協議会は、特定区間に係る交通手段再構築を八の2の(1)又は(2)の措置のどちらの措置により実施するかについての協議が調ったときは、基本方針に即して、再構築方針を作成するものとする。

(第二十九条の八第一項関係)

3 再構築方針には、鉄道事業再構築事業又は地域公共交通利便増進事業に関する事項を定めることができるものとする。

(第二十九条の八第三項関係)

4 再構築方針は、都市計画等との調和が保たれたものでなければならないものとする。

(第二十九条の八第四項関係)

5 再構築協議会は、再構築方針を作成するときは、あらかじめ、住民、地域公共交通の利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第二十九条の八第五項関係)

6 再構築協議会は、再構築方針を作成したときは、遅滞なく、これを公表するとともに、総務大臣及び関係する地方公共団体（当該再構築協議会の構成員であるものを除く。）に送付しなければならないもの等とすること。
(第二十九条の八第六項及び第七項関係)

7 再構築協議会の構成員である地方公共団体は、その作成した地域公共交通計画が再構築方針の作成により変更を必要とするに至ったときは、遅滞なく、当該地域公共交通計画を変更しなければならぬものとする。
(第二十九条の八第八項関係)

8 第三章第五節及び第十節（第二十九条を除く。）の規定は6の規定等により公表された再構築方針（以下「公表再構築方針」という。）に鉄道事業再構築事業に関する事項が定められた場合における当該鉄道事業再構築事業について、同章第九節（第二十七条の十七及び第二十七条の十九を除く。）及び第十節（第二十九条を除く。）の規定は公表再構築方針に地域公共交通利便増進事業に関する事項が定められた場合における当該地域公共交通利便増進事業について、同条の規定は公表再構築方針に定められた目標を達成するために行う事業について、それぞれ準用するものとする。

十一 その他所要の改正を行うものとする。

第二 鉄道事業法の一部改正

一 鉄道運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客輸送を確保する必要がある路線の区間に係る旅客運賃等について協議が調ったときは、第十六条第一項及び第三項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該旅客運賃等を定めることができるものとする。

1 当該区間をその区域に含む市町村（特別区を含む。）及び都道府県

2 当該旅客運賃等を定めようとする鉄道運送事業者

3 当該区間を管轄する地方運輸局長

(第十六条第四項関係)

二 一の1に掲げる者は、一の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第十六条第五項関係)

三 一の旅客運賃等は、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に係る鉄道事業の能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを超えないものとしなければならないものとする。

(第十六条第六項関係)

四 一の旅客運賃等を届け出た鉄道運送事業者は、当該旅客運賃等が適用される路線の区間に関する収支の状況を公表しなければならないものとする。

(第十六条第七項関係)

五 その他所要の改正を行うものとする。

第三 道路運送法の一部改正

一 一般乗用旅客自動車運送事業者は、次に掲げる者を構成員とする協議会において、地域における需要に応じ当該地域の住民の生活のための旅客の運送を確保する必要がある営業区域に係る運賃等について協議が調ったときは、第九条の三第一項の規定にかかわらず、当該協議が調った事項を国土交通大臣に届け出ることにより、当該運賃等を定めることができるものとする。

1 当該営業区域をその区域に含む市町村又は都道府県

2 当該運賃等を定めようとする一般乗用旅客自動車運送事業者

3 当該営業区域を管轄する地方運輸局長

4 1に規定する市町村の長又は1に規定する都道府県の知事が関係住民の意見を代表する者として指名する者
(第九条の三第三項関係)

二 一の1に掲げる者は、一の協議をするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民、利用者その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならないものとする。

(第九条の三第四項関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第四 附則

一 この法律は、一部の規定を除き、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

(附則第一条関係)

二 所要の経過措置を定めるものとする。

(附則第二条から第五条まで関係)

三 この法律の施行状況に関する検討規定を設けるものとする。

(附則第六条関係)

四 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第七条から第十一条まで関係)